

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和6年8月6日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本	晋也	2 番	澤田	嘉之
5 番	田中	正博	8 番	井澤	茂治
9 番	中川	茂成	10 番	田中	安弘
11 番	山本	千恵子	12 番	田中	吉照
13 番	草嶋	邦子	16 番	杉嶋	秀美
17 番	森島	隆詞	18 番	井上	和也
19 番	岩井	三郎			

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

7 番 山本 功

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋	眞秀	4 番	堀内	大
14 番	新司	吉行	6 番	中村	正

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局 森田 吉弥
山口 健司
枅谷 洋輝
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和6年度農用地利用集積計画（第4次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について

8、署名委員

2 番 澤田 嘉之 5 番 田中 正博

9、閉会の日時

令和6年8月6日午後2時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第8回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

 また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議長 さて、委員の皆様には、農作業などでご多用のなか、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

 本日の署名委員は、2番澤田嘉之委員、5番田中正博委員のお二人にお願いします。

 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

 1番から2番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

 1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

 場所については3ページの地図のとおりです。

 本件については、譲渡人の経営規模縮小と譲受人の営農規模拡大のための、所有権の有償移転申請です。

 譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

 また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 続きまして2ページをお開きください。2番でございます。

【 提案説明 】

 場所については4ページの地図のとおりです。

 本件については前回の総会でご報告申し上げた、令和4年10月5日の第10回総会で承認、令和6年6月3日付けで許可取消願の提出があった農地について、今回新たな譲受人との間で、所有権の有償移転申請をされるものです。

 譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

 また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

 以上です。

議 長 議案第 1 号については、地区担当委員の田中正博委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 5 番、田中です。

1 番の案件につきまして、7 月 2 5 日に井上副会長と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は一部竹林もありますが、農地として適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは 2 番については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉 嶋 1 6 番、杉嶋です。

本件につきまして、7 月 2 6 日に山本千恵子委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は事務局からの説明がありましており、3 条申請の許可取消願いが出された土地となり、現在は耕作されておらず、保全状態であります。

今後はより適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、口頭での補足ですが、当乾谷地域での 3 条有償移転は私は初めてのことで、地元としてはきちんと経営してくれるのか疑念がありました。乾谷地域はこれまで誓約書が無かったのですが、急遽、誓約書を作成したところです。譲受人本人ではありませんが、代理人の行政書士の方に私の家に来ていただき、しっかりと経営してくれるのか念押しし、誓約書を提出していただいた経緯があります。譲受人は京田辺、八幡で営農されており、城陽にも農地を広げる予定だそうです。経営には問題ものと考えております。

議 長 ありがとうございます。それでは 1 番から 2 番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

中 村 5 番、中村です。2 番について質問があります。私の担当地区は柘榴で、乾谷の隣の地域ですが、偶然 2 番の案件の田の隣を耕作しているため条件等について熟知しています。

当該地は山間部に点在しており、6 反ほどの広い面積で、現在全て休耕されています。昨年は 1 7 筆のうち 7 筆耕作されており、他は休耕田で、水利がからんでおり草刈り等の出あいがある土地が 2 筆あります。仲介業者が手続きを行っていることもあり、我々が耕作者に説明を行うこともできず、耕作者が説明に来られることもなく、本当にこの

ような条件の悪い場所に遠方から耕作に来られるのか、出あいに参加してくれるのか疑問です。耕作者本人に来ていただき誓約を取らなければ地域の営農は成り立たないと思います。

会 長 水利関係については、作業に参加してもらうのも良いですが、地域外の方が多いこともあり、部外者耕作金、それに準ずる金額等を払ってもらい、解決している地域もあります。話を聞いていると、確実に履行してもらうため、乾谷地域だけでなく柘榴地区の確認は取ってもらった方が良いと思います。

中 村 耕作者本人が条件について納得しているなら良いのですが、どの程度条件を熟知しているのか、どのような計画でどのくらい営農されるのかもよく分からず不安です。仲介の方は土地を売ろうとするでしょうし、土地の値段だけを見て購入したのではと思ってしまいます。後々のことを考え、一旦保留にしても良いのではないのでしょうか。

会 長 事務局より何かございませんか。

事務局 当初乾谷地区だけではなく柘榴地域の誓約書が必要という話はしておらず、柘榴地域の誓約書が無いという理由で不許可とするのは難しいと思います。柘榴の方と話をするという条件の上で許可するのはどうでしょうか。

会 長 それでは、補足を付けて許可することとしてよろしいでしょうか。

議 長 ありがとうございます。異議なしのため、議案第1号の1番から2番については許可することに決定いたします。なお、2番については補足を付けて許可することとします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。

事務局より議案第2号について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

5ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページの地図のとおりです。

本件は、農地として利用しようとしたが難しいため、広告看板設置用地に転用するものですが、既に10年以上前から転用が行われており、今回顛末書付きでの申請となっておりますことを申し添えます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、第2種

農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

5 ページにお戻りをいただき、2 番でございますが、先に譲渡人を8 ページまで縦に読ませていただき、5 ページに戻りまして譲受人に移らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは、2 番でございます。

【 提案説明 】

場所については11 ページの地図のとおりです。

本件は、精華町蔭山・水落土地区画整理事業に関連して、府道山手幹線から事業区域内への進入路及びその関連区域として整備するものです。進入路は最終的には主要区画道路となりアスファルト舗装され、関連区域の多くは緑地帯となります。

本件の立地基準につきましては、当該農地は、JR 祝園駅を中心とする半径900メートル以内の区域でかつ、その区域内の宅地の面積の割合が40%を超えるため、第2種農地と判断されます。

一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

また、本件については3,000㎡を超えるため、京都府農業会議の常設審議会に諮る案件となり、8月8日に現地確認、8月28日の常設審議会で意見聴取を予定しています。常設審議会後に京都府へ双方の意見を付けて進達することとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続いて9ページをお開きください。それでは3番でございます。

【 提案説明 】

場所については12 ページの地図のとおりです。

本件につきましては、令和5年10月4日の第10回総会の議案第3号として一度提案された内容で、許可相当の意見を付して府に進達をしておりましたが、許可前に事業者により盛土が行われたため、府指導により本年7月5日付けで申請者から農地法5条許可申請書取消願が提出されております。

その後、是正計画書に基づく盛土撤去作業が完了し、7月18日に山城南土木事務所、山城広域振興局立ち会いのもと、現地確認が行われたため、今回あらためて申請されたものです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、精華町役場から300メートル以内の区域で、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

また、当該地は市街化調整区域内にありますが、都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定された区域内にあり、市街化区域並みに建築物等の建設が可能となっております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相

当と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 1 番については、地区担当委員の田中正博委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 5 番、田中です。

本件について、7 月 2 5 日に井上副会長、山口局長補佐と現地を確認しました。

当該地は事務局からの説明にもありましたが、1 0 年以上前から広告看板が設置されています。

位置的には排水や周辺農地にも影響がなく、農地への復元や営農も困難であり、地元担当委員としてはやむを得ないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2 番については、地区担当委員の堀内推進委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

堀 内 4 番、堀内です。

本件について、7 月 2 5 日に中川委員と田中安弘委員、山口局長補佐と現地を確認しました。

現地はこれから認可申請をされる(仮)精華町蔭山・水落土地区画整理事業に関連し、山手幹線から区画整理エリアへの主要区画整理道路及び管理道路、道路関連施設として転用されます。

すでに地元水利組合としても説明を受けており、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。3 番については、地区担当委員の田中安弘委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 1 0 番、田中です。

本件について、7 月 2 5 日に中川委員と堀内推進委員、山口局長補佐と現地を確認しました。

現地は事務局からの説明にもありましたが、許可前に搬入された土砂は取り除かれておりました。

改めて共同住宅として転用されますが、すでに当該地周辺も同様に共同住宅等に転用されており、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第 2 号の 1 番から 3 番について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号については、許可相当の意見をつけて、先に知事に進達することに決定します。
ただし、2番については常設審議会に諮った後、常設審議会での意見と合わせて、
知事に進達することになります。

議 長 次に、議案第3号、令和6年度農用地利用集積計画（第4次）の決定について、を議題とします。
1番から5番について、事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは13ページをお開きください。議案第3号、令和6年度農用地利用集積計画
（第4次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

14ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図です。

14ページにお戻りいただき、2番、3番は利用権の設定を受ける者が同一の方になりますので、併せて説明します。2番でございます。

【 提案説明 】

15ページをお開きください。3番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページ及び20ページの地図のとおりです。

15ページにお戻りいただき、4番、5番についても利用権の設定を受ける者が同一の方になりますので、併せて説明します。4番でございます。

【 提案説明 】

5番でございます。

【 提案説明 】

場所については22ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化
促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から5番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の1番から5番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の1番から5番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、非農地証明交付申請について、を報告します。事務局より
報告願います。

事務局 それでは、23ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、
でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については24ページの地図のとおりです。

本件は、耕作がされなくなった時期は不詳ですが、すでに山林と化しており、農地への
復旧や営農も困難であることから、非農地と認定して問題のないものと考えます。

議 長 本件については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足
説明をお願いします。

井 澤 8番、井澤です。

本件について、7月29日に岩井会長、田中安弘委員、山口局長補佐と申請者の委任
者の案内のもと、現地を確認しました。ただいま、事務局から説明のありましたとおり、
当該地は傾斜地で、樹木が生い茂って山林と化しており、農地への復旧や営農も困難で
ある考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地として認定して問題
のないものと考えます。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告

します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、25ページをお開きください。農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおりです。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和6年8月29日木曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年8月29日木曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時40分